

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	教育委員会
	課名	スポーツ文化課
	係名	文化係
	記入者	
	電話(内線)	611

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称		文化振興条例の制定				(3) 事業の 優先度		B																
(4) 総合計画での位置づけ						(6) 事業主体		市																			
① 事業の区分		主要事業						(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質		一般事業費(ソフト事業)																
② 施策コード		44103		(総合計画掲載ページ)		111			ページ		会計区分		一般会計														
基本目標(政策)		4		未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文化)					財源区分		市単独																
基本施策		4		個性豊かな芸術文化の創造(芸術・文化)					予算科目		款 10		項 5		目 7												
施策				芸術文化を楽しむ機会の充実					予算書上の		文化振興事業費																
施策内容				郷土文化の振興					事業名称		(予算書		180		ページに掲載)												
(5) 事業期間						開始				27		年		4		月から		(8) 事務分類		自治事務							
						終了				29		年		3		月まで(		2		カ年)		根拠法令		文化芸術振興基本法			

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象(だれに対して・何に対して行うのか)	市民	(3) めざす姿(意図・どのような状態になるのか)	結城市文化芸術振興条例を制定することにより、市民が、文化の担い手となって活躍する環境を作り出すことや、また質の高い文化、芸術に触れる機会の提供や、文化芸術活動の高まりを目指す。
(2) 手段(事業内容・どのようなことを行うのか)	結城市文化芸術振興条例を制定するため、検討委員会を設置し、開催する。	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)	結城市文化芸術振興条例を制定することにより、市民文化センターや情報センターを本市の文化・芸術活動の拠点として明確に位置づけるとともに、条例に基づき、結城市文化芸術振興計画を策定し、市民参加型事業や市民の文化活動への支援を実施するため。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	社会情勢が急激に変化しつつあるなか、文化は人の心に豊かさや潤いを与え、活気あふれる地域社会を作り出すうえで重要である。条例により文化の振興に関する基本理念を定め、更なる文化振興を目指す必要がある。		

3. 事業コスト

行政評価 実施計画		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映	
● 予算内訳		実績額(千円)	当初予算額(千円)	計画額・見込額(千円)			
事業内容		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	検討委員会の開催	48	125			
	合計	48	125				
財源	国庫支出金(千円)						
	県支出金(千円)						
	地方債(千円)						
	その他特定財源(千円)						
	一般財源(千円)	48	125				
	合計(千円)	48	125				
補助・起債制度名							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	検討委員会の開催	目標値	回		3				
		実績(見込)値		2					
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	結城市文化芸術振興条例の制定	目標値		制定					
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。 事業の方向性について意思統一し、平成27年12月議会上程を目標に検討委員会を開催した。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	更なる文化振興を目指すうえで、必要である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	条例の制定であるため、行政が実施することが妥当である。					
	手段の妥当性	A	妥当である	現在の手段が一般的であり、妥当である。					
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	現在の手段が一般的であり、妥当である。					
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	市民全員の芸術文化振興を目指すものであり、偏りは見られない。					
有効性	成果の向上	A	上がっている	条例制定への準備が進められ、成果が上がっている。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	検討委員会を開催し、条例制定への準備を進めている。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。 文化芸術のさらなる振興を目指して文化芸術振興条例を制定する。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？ 文化芸術振興条例を制定した後、速やかに文化振興に関する文化芸術振興計画を策定し実施していく。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		27年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		改善・改革しながら継続（成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）			注）記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		改善・改革しながら継続（成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）			結城市の文化振興行政として、今後の方向性を明らかにするうえで、文化芸術振興条例の制定は必要であると思われる。条例制定後は、は文化芸術振興計画を策定し実施していく。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				